

家庭学習応援事業 募集要項

家庭学習応援事業募集要項

1 事業の目的

家庭学習の習慣化と基礎学力の定着を図るとともに、居場所づくりや仲間づくりにつながる児童生徒への学習を支援することを目的として家庭学習応援事業を実施する。

本業務受注者の選定は、公募型プロポーザル方式で実施し提案業者の知見、技術及び経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定する。

2 事業の概要

(1) 事業名称

家庭学習応援事業

(2) 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 発注者

富士見市

(4) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(5) 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

(6) 提案上限額

13,688,000円(消費税込み)

※見積作成時は小学生・中学生、それぞれの内訳合計が分かるように作成すること。

※本提案にあたり下限額は設定しないものとする。

(7) 契約保証金

富士見市契約規則第26条第1項第3号の規定により免除

(8) 支払い方法

当市と受託候補者との協議により決定する。

(9) 事務局

富士見市教育委員会教育部生涯学習課

〒354-0021 富士見市大字鶴馬1873-1

TEL：049-252-7138(直通)

FAX：049-255-9635

Mail：gakushu@city.fujimi.saitama.jp

3 参加者の資格要件

参加者は、参加申込書提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受託者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ①富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成23年告示第104号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間でないこと。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年告示第246号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤学習塾または家庭教師等、児童生徒に対する学習指導業務を行っており、かつ過去2年の間に国又は地方公共団体において種類及び規模をほぼ同じくする学習支援事業を2回以上にわたって受託し、これらを全て誠実に履行していること。

4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- ①提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項の定めに適合しないとき。
- ②提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- ④審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
- ⑤審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。
- ⑥見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

5 応募手続等のスケジュール

日程	項目
4月15日（水）	募集要項等の公表・配布
4月21日（火）	質問の受付期限 正午まで
4月24日（金）	質問への回答
5月7日（木）	参加申込書の提出期限 午後5時まで
5月11日（月）	参加資格審査結果の通知発送
5月15日（金）	企画提案書の提出期限 正午まで
5月22日（金）	企画提案のプレゼンテーション及びヒアリング

5月29日(金)	プロポーザル審査結果の通知発送
7月1日(水)	契約締結 事業開始

(1) 募集要項等の公表・配布

- ①公表・配布日 令和8年4月15日(水)～令和8年5月7日(木)
- ②公表等の方法 富士見市ホームページにて公表及び事務局窓口にて配布

(2) 質問の受付と回答

- ①提出期限 令和8年4月21日(火) 正午まで
- ②提出方法 質問書(様式第4号)に質問を記入の上、事務局あて電子メールにて提出(gakushu@city.fujimi.saitama.jp)
- ③回答 令和8年4月24日(金)に、市ホームページにて公表
※説明会は開催せず、質問書にて質問を受ける。

(3) 参加申込書の提出

- ①提出期限 令和8年5月7日(木) 午後5時まで
- ②提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出(郵送の場合、期限内必着)
- ③提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ、2部提出(正1部、副1部)
 - ・公募型プロポーザル参加申込書(様式第6号)
 - ・履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書
 - ・納税証明書その3の3(未納が無いことの証明)
 - ・貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)
 ※副本については証明書も含め正本の写しで可
- ④審査結果 令和8年5月11日(月)に通知する。

(4) 提案書等の提出

- ①提出期限 令和8年5月15日(金) 正午まで
- ②提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出(郵送の場合、期限内必着)
- ③提出書類 **【10部提出書類(正本1部、副本9部)】**
 下記書類をA4ファイルにまとめ提出(A3サイズの書類は折り込む)
 - ・企画提案書(下記内容を記載したもので様式は任意とする)
 - (1) 基本理念・基本目標
 - (2) 運営方法
 - (3) 指導計画
 - (4) 指導方法
 - (5) 環境づくり
 - (6) 運営組織
 - (7) 講師構成
 - (8) 中学生使用教材
 ※審査要領の審査項目を参考にすること。
 ・見積書(下記内容を記載したもので様式は任意とする)

- (1) 人件費
 - (2) 保険料
 - (3) その他の経費
- ・実績一覧表（前年度に実施した事業で様式は任意とする）
※児童生徒に対する学習支援事業等、本事業に類似する事業。
- 【2部提出書類】
- ・中学生使用教材
- ※ヒアリング後返却する。

6 審査及び受託候補者の決定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、家庭学習応援事業プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、提案書等審査基準に基づき、審査を行う（詳細は、「家庭学習応援事業に係るプロポーザル審査要領」参照）。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者の決定後、各参加者に通知する。審査結果に関する問合せには応じないものとする。

7 企画提案プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 実施日 令和8年5月22日（金）
- (2) 実施場所 富士見市教育委員会
- (3) 参加要件 提出書類を令和8年5月15日（金）正午までに提出していること。
- (4) 注意事項
 - ①ヒアリングには、本業務を受託した場合に、実際に担当する責任者が出席すること。
 - ②時間の割り当てについては、参加者数によることから、別途連絡を行う。

8 契約

(1) 契約の締結

受託候補者と契約内容等の諸条件を協議の上、契約を締結する。

また、受託候補者との協議が整わない場合、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 結果の公表

契約締結後、次に掲げる事項を公表する。

- ①業務名
- ②業務概要及び履行期間
- ③受託者の名称及び契約額
- ④選定の審査結果（提案者名、各提案者の順位及び評価点数）
- ⑤その他必要な事項

結果の公表は、富士見市ホームページに掲載して行う。

10 留意事項

- (1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限後における提案書の差替え及び記載内容の変更は認めない。ただし、誤字、脱字の修正や、市が審査上必要と認めたものについてはこの限りではない。
- (4) 市は、審査及び説明を行うため、提出された提案書等を使用、又は写しを作成することができる。
- (5) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しないものとする。ただし、情報公開請求により、提案書等を開示する場合がある。
- (6) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。
- (7) プロポーザル提案者が1者の場合でも、本事業に係るプロポーザルは、成立するものとする。